

厚真町地域福祉計画

《計画期間：令和元年度～令和5年度》



令和2年3月

目次

第1編 計画策定に関する基本的事項

第1章 地域福祉計画について P 1

第2章 地域福祉を取り巻く現状 P 5

第2編 地域福祉のまちづくり構想

第1章 基本理念と基本目標 P 10

第2章 地域福祉計画の重点施策 P 16

第3編 部門別計画

◎ 児童関係の計画

◎ 障がい者関係の計画

◎ 高齢者関係の計画

◎ その他関係する計画（介護保険、地域保健、健康増進など）

資料編

・用語解説 P 20

第 1 編

計画策定に関する基本的事項

第1章 地域福祉計画について

1. 計画の策定の背景と目的

わが国の社会福祉は、先行きが不透明な経済状況や高齢化に伴う社会保障費※の増大等により大きな改革を迫られています。私たちが生活する地域社会も、個人の自由や、人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前前に共有していた地域住民相互のつながりが薄れてきています。さらに、保育所入所待機児童等の増加や、子どもや高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもり・閉じこもり※など個別課題についての多様化も見られます。

さらに、少子高齢化の急速な進行や単身世帯の増加、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死、高齢者や障がいのある方の消費者被害等さまざまな社会問題が増加しており、社会的孤立への課題への対応が求められています。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実が求められると同時に、地域住民を主体とする支えあいの仕組みづくりが必要となってきました。

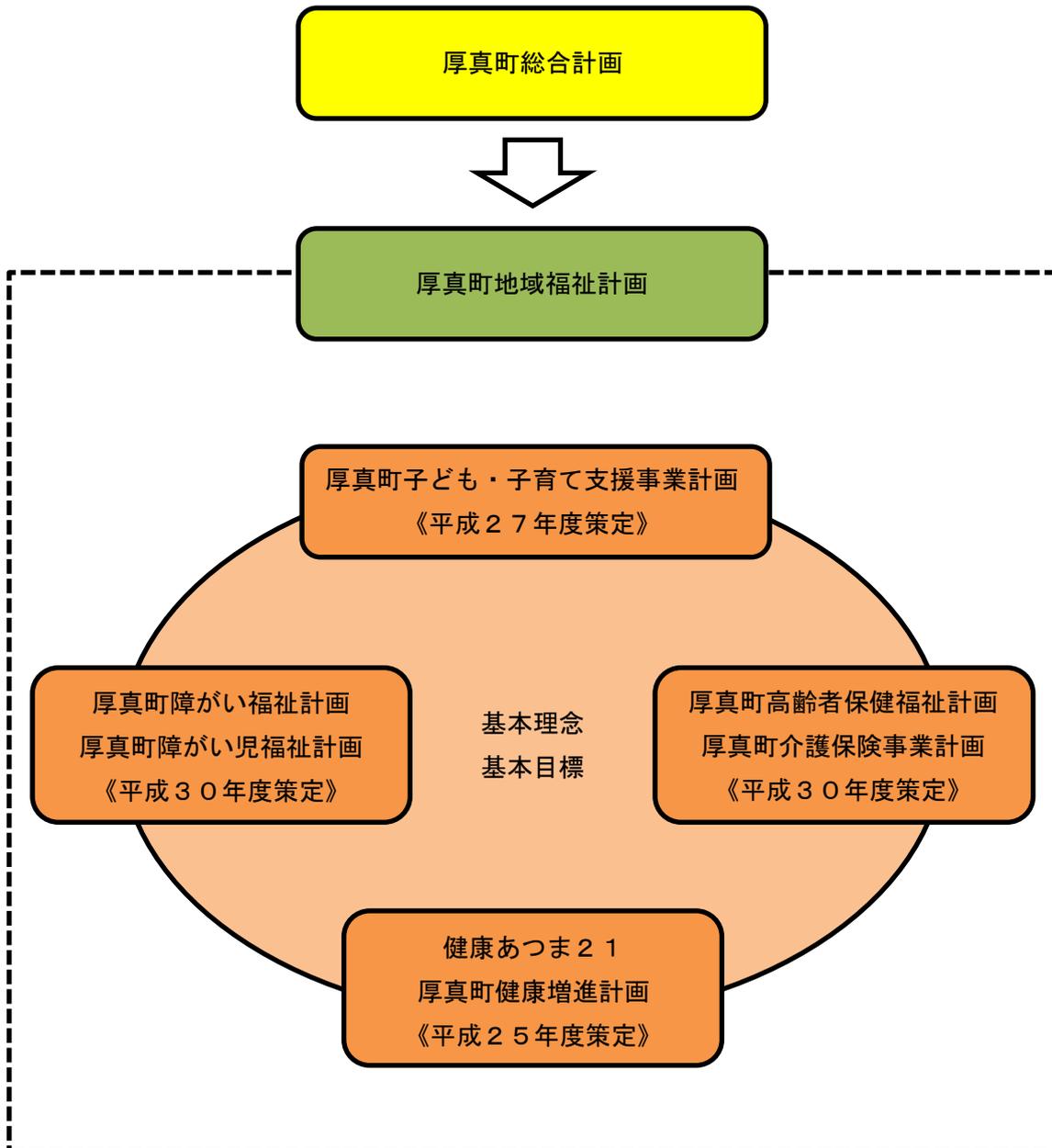
また、住民の健康意識については、子どもの頃からの食育※、特定健康診査※や介護予防※事業の推進等により増進が図られてきている一方で、がん・心疾患の死亡率の増加やメタボリックシンドローム※等の問題も生じており、健康意識の増進や、生きがいを持った生活の実現のために、地域の中で医療・介護の面から支えていくような仕組みの推進は、ますます重要となってきました。

こうした中、国では、社会福祉法を一部改正し、地域福祉計画を地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野の、いわゆる「上位計画」として位置付け、各分野における共通的な事項や包括的な支援体制の整備について盛り込み、地域共生社会の実現を図ることとしています。

厚真町では、住民・行政が一緒になってめざすべき地域社会へ向けた施策を進めるとともに、厚真町の最上位計画である『第4次厚真町総合計画』がめざす「あつまる・つながる・まとまる 大いなる田園の町あつま」の実現に向けて、ここに『厚真町地域福祉計画』を策定し、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法※第107条の「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものであり、また、厚真町総合計画を上位計画とし、保健福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。



3. 計画の期間

本計画は、平成31（令和元）～令和5年度を計画期間とする5か年計画です。
また、本計画が内包する部門別計画の計画期間については、次に示すとおりです。

	年度											
	西暦	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
平成	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
令和							1	2	3	4	5	
厚真町総合計画	第3次			第4次								
厚真町地域福祉計画							第1次					
厚真町子ども・子育て支援事業計画				第1期				第2期				
厚真町障がい福祉計画	第3期		第4期			第5期			第6期			
厚真町障がい児福祉計画						第1期			第2期			
厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画	第5期		第6期			第7期			第8期			
健康あつま21 (厚真町健康増進計画)	第2次									第3次		

4. 計画策定の策定体制と経緯

(1) 庁内の計画策定体制

庁内においては、「庁内会議」において、地域福祉計画としての全体の内容や部門別計画の相互調整等の検討を行いました。

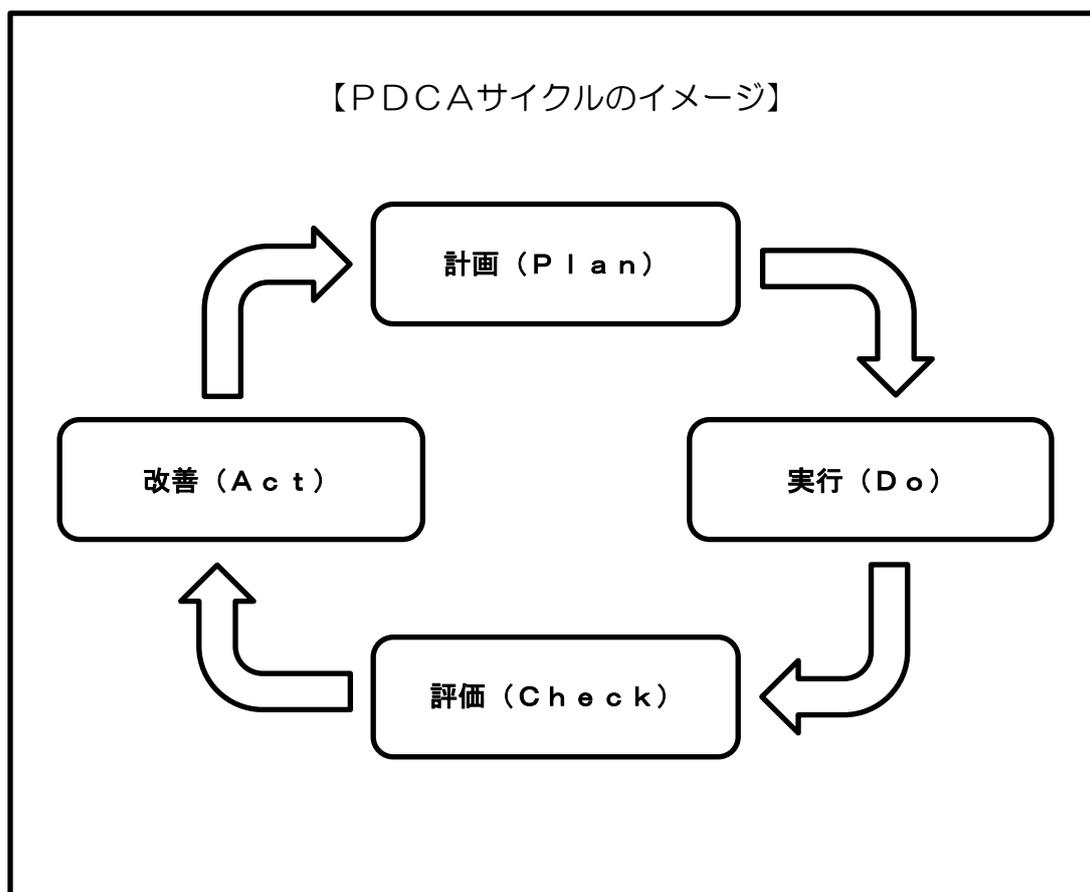
(2) 計画策定の経緯

計画策定にあたっては、地域福祉計画策定委員会、介護保険運営協議会、地域自立支援協議会において検討を行いました。

(3) 計画の進行管理・評価の方法

計画の具体的な推進にあたっては、住民の皆様や各種団体、事業者、社会福祉協議会等との連携・協力が不可欠です。

また、本計画を実効性あるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要となることから、PDCAサイクルによる点検手法により、適切な進行管理を行います。



第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口等の動向

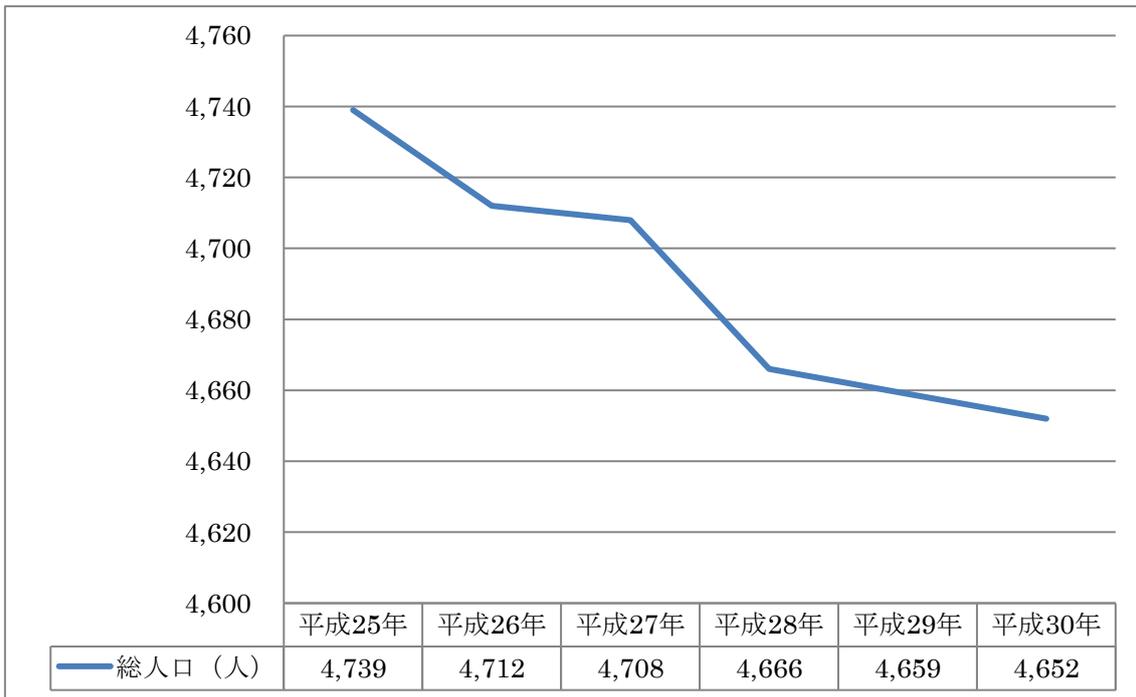
(1) 人口・世帯数

厚真町の人口は減少傾向で推移しており、平成30年3月31日現在で4,652人となっています。世帯数は微増傾向にあり、平均世帯人員は平成25年の2.29人から、平成30年には2.15人まで減少しています。

「人口・世帯数」 各年3月31日現在

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口（人）	4,739	4,712	4,708	4,666	4,659	4,652
世帯数（世帯）	2,066	2,090	2,103	2,118	2,144	2,158
平均世帯人員（人）	2.29	2.25	2.23	2.2	2.17	2.15

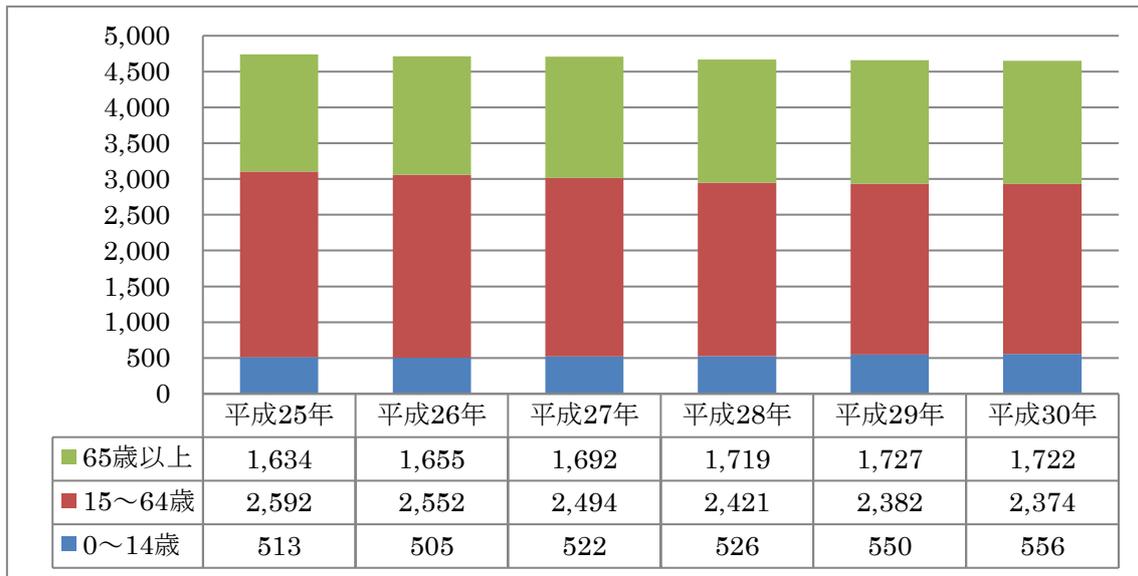
「人口の推移」 各年3月31日現在



(2) 少子・高齢化

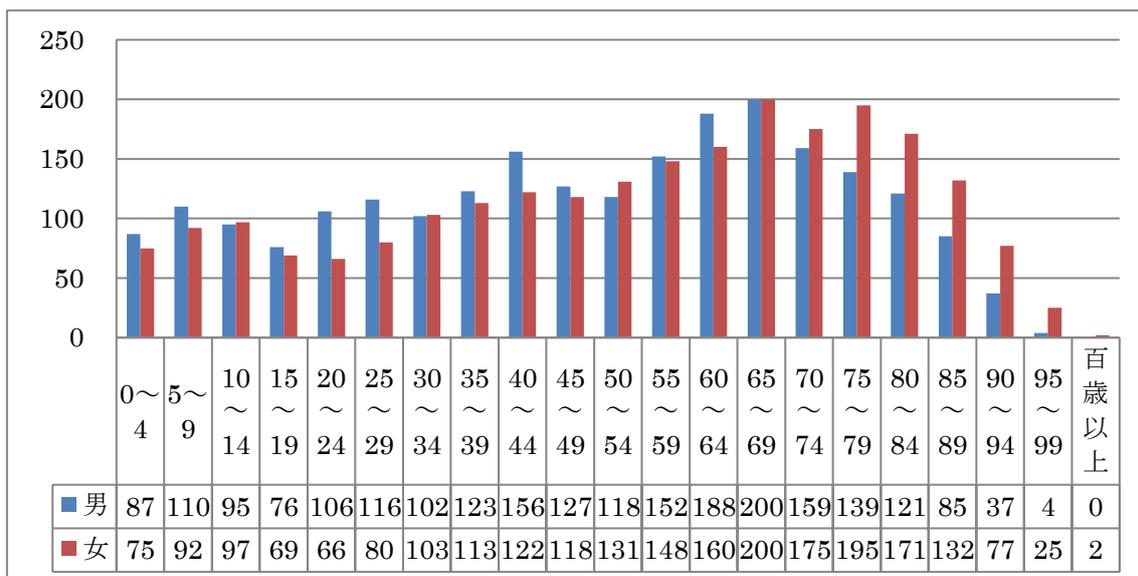
人口構造についてみると、0～14歳の年少人口が平成25年の513人から平成30年には556人に増加しています。65歳以上の高齢者人口比率は同期間に1,634人から1,722人にまで増加しています。

「年齢区分ごとの人口の推移」 各年3月31日現在



性別5歳階級別人口構造をみると、いわゆる戦後のベビーブームの世代（団塊の世代）を含む65～69歳の集団は厚真町においてもピークのひとつを形成しており、こうした世代が70歳以上になる今後の数年間は、高齢化がますます加速していくことが予測されます。

「性別5歳階級別人口構造」 平成30年3月31日現在



(3) 障がいのある人

厚真町の障がいのある方々（在宅の障害者手帳所持者）の数は、平成30年で308人となっており、障がい種別では身体障がい者277人、知的障がい者24人、精神障がい者7人となっています。

なお、障がいがあっても手帳を取得していない方や、発達障がい※、高次脳機能障がい※、難病のある方等、現行の障害認定基準では手帳要件を満たしにくい方もいます。

「障がい者数（在宅の障害者手帳所持者数）」 各年3月31日現在

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
障がい者数（人）	333	330	322	319	313	308
身体障がい者（人）	304	299	294	287	281	277
知的障がい者（人）	16	20	19	21	22	24
精神障がい者（人）	13	11	9	11	10	7

(4) その他支援の対象となる人（生活困窮者の状況）

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、厚真町での生活保護の受給者の数は平成30年で26人となっており、減少傾向にあります。

「生活保護の被保護世帯数・人数」 各年3月31日現在

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
世帯数（世帯）	28	33	33	33	28	22
人数（人）	32	37	39	39	31	26
保護率（‰）	6.8	7.9	8.3	8.4	6.7	5.6

2. 地域福祉関連施設の状況

【児童福祉関連施設】

施設種別	施設名	所在地	運営主体	定員
認定こども園	こども園つみき	京町152番地	厚真町	100
	宮の森こども園	字上厚真258番地の7	厚真町	80
子育て支援センター	厚真子育て支援センター	京町152番地	厚真町	-
	厚南子育て支援センター	字上厚真258番地の7	厚真町	-
児童会館	厚真児童会館	京町158番地	厚真町	-
	厚南児童会館	字上厚真258番地の7	厚真町	-
放課後児童クラブ	厚真放課後子どもセンター	新町92番地の1	厚真町	150
	厚南児童会館	字上厚真258番地の7	厚真町	100

【障がい者福祉関連施設】

サービス種別	事業所名	所在地	運営主体	定員
障害福祉サービス事業所 (生活介護)	厚真リハビリセンター	字本郷36番地の11	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	50
障害福祉サービス事業所 (施設入所支援)	厚真リハビリセンター	字本郷36番地の11	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	50
障害福祉サービス事業所 (短期入所)	厚真リハビリセンター 障害者短期入所事業所	字本郷36番地の11	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	2
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型)	デイワーク里工房ほっとす	京町12番地の1	特定非営利活動法人 ゆうあいネットあつま	10

【高齢者福祉関連施設】

○介護サービス事業所

サービス種別	事業所名	所在地	運営主体	定員
短期入所生活介護	短期入所生活施設 豊厚園	字本郷36番地の13	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	7
訪問介護	厚真町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	京町165番地の1	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会	-
訪問リハビリテーション	医療法人社団健厚会 あつまクリニック	京町15番地	医療法人社団健厚会	-

○入所施設

施設種別	施設名	所在地	運営主体	定員
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 豊厚園	字本郷36番地の13	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	80

○地域密着型サービス

サービス種別	事業所名	所在地	運営主体	定員
認知症対応型共同生活介護	グループホームえがおの家	京町34番地の1	特定非営利活動法人 ゆうあいネットあつま	18
認知症対応型共同生活介護	厚真町高齢者 グループホームやわらぎ	字本郷236番地の6	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会	9
地域密着型通所介護	あつまデイサービスセンター	字本郷36番地の13	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	18
地域密着型通所介護	厚南デイサービスセンター	字上厚真42番地の1	社会福祉法人 北海道厚真福祉会	18
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型ホーム 「ほんごう」	字本郷236番地の6	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会	24

○居宅介護支援事業所

事業所種別	事業所名	所在地	運営主体
要支援	介護予防支援事業所	厚真町地域包括支援センター	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会
要介護	居宅介護支援事業所	あつま居宅介護支援事業所	社会福祉法人 北海道厚真福祉会
	居宅介護支援事業所	ほのほのライフケアあつま	社会福祉法人 厚真町社会福祉協議会

【生活困窮者自立支援施設相談窓口等】

事業所名	所在地	運営主体
生活就労サポートセンター いぶり	室蘭市中央町3-5-13 SK室蘭中央ビル6F	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

第2編

地域福祉のまちづくり構想

第1章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

地域福祉とは、子ども、高齢者、障がいのある人といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らす全ての人々が支えあい、生きがいを持って生活していくためのものです。さまざまな個性、あり方をしている人同士が、お互いを認めあい、お互いの立場を尊重し理解し合っていくことが、地域における協働※の推進や、人権の尊重につながっていくこととなります。

その上で、住民はこれまでのような行政からの関与にとどまらず、地域の人々とつながり、心豊かな生活を送りながら、さまざまな行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政とともに創りあげていくことが大切になってくると考えられます。

近年の「無縁社会」という言葉にあるように、地域のつながりや家族・親族のつながり等が薄れている中、お互いにつながりあうためのきっかけを持つことが難しくなりつつありますが、住民全体として、これまでの生活のあり方を見直し、お互いに連帯して支えあっていく意識づくりが必要となってきます。

さらに、生活困窮者の自立とともに、対象者の早期把握や見守りのためのネットワークづくりなど、生活困窮者支援を通じた地域づくりが求められています。

これらのことから、本計画の策定にあたっては次のような地域社会像を基本理念とします。

認めあい、つなぎあい、支えあうまち 厚真町

認めあい～交流することにより、お互いに理解しあう。

それにより一人ひとりを尊重していくことができる。

つなぎあい～お互いにつながりあっていくことにより、生きがい（人と人との交流や環境との共生）を持った暮らしや、相互の信頼関係が創られていく。

支えあう～お互いに支えあいながら、住み慣れた地域の中で生活していく。
行政のみならず、住民、当事者が参加し、福祉の担い手となる。

2. 基本目標

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画では、次の4つの基本目標を掲げます。

(基本目標1)

みんなつながり、参加する厚真町の福祉

(基本目標2)

相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供

(基本目標3)

住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり

(基本目標4)

福祉を推進していくためのまちづくり

(基本目標 1) みんなでつながり、参加する厚真町の福祉

これからの地域社会は「参加と協働」がより重要となってきます。お互いを認めあい、交流していくことで支えあいの考え方を広め、地域福祉の基盤をつくります。また、地域における交流をいっそう促進していくようなしくみづくりや居場所づくりについて検討を進めるとともに、地域課題を定期的に把握し、町民と行政の協働による福祉のまちづくりを進めます。



施策の方向

お互いを認めあう社会への推進

- ・地域に暮らすすべての人がお互いを認め合い、ともに生きることができる社会づくりを進めていきます。
- ・地域での交流等を通じて、住民同士のつながりを促進していきます。
- ・さまざまな機会を通じて、住民の福祉意識の啓発をめざしていきます。

個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備

- ・性別、年齢、国籍、能力、姿形などにとらわれることなく、お互いの存在を認め合い、互いに尊重し合えるような環境を整備していきます。
- ・豊かな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子どもの居場所づくりや学習機会等をつくることに努めていきます。
- ・障がい児教育の充実や就労支援体制の充実等に取り組んでいきます。

協働による地域福祉体制の推進（重点施策 P 16 参照）

- ・社会福祉協議会と連携し、町民の意見などを行政が把握する機会を持ち、地域課題が把握できる体制整備を行います。
- ・地域における活動の場や交流の場の確保について検討します。また、企画や運営について、町民が主体的に関われるような体制を検討します。
- ・地域福祉の推進のため、庁内組織のつながりや、関係機関等との連携体制について、一層の強化に努めていきます。

(基本目標 2) 相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供

世の中や福祉制度の変化により住民が多様な問題を抱える中、町民にとって相談しやすいしくみづくりや、情報提供体制の充実がますます重要となってきます。

また、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により被災し応急仮設住宅等で生活されている方や生活再建により新たな環境で生活されている町民等に対する見守り体制、一人ひとりの心のケアについて重点的に取り組んでいきます。

施策の方向

相談体制の整備（重点施策P16参照）

- ・福祉、子育て、介護、保健、医療、生活困窮などの各種相談支援について、それぞれの連携や、相談窓口の設置などの取り組みを進めていきます。
- ・さまざまな要因から相談に行くことが困難な町民を把握し、訪問等による相談支援などの取り組みを進めていきます。

情報収集・提供体制の充実

- ・必要な方に必要な情報提供ができるよう、町のホームページや広報紙等を活用した情報提供の充実を図ります。

生活困窮者支援対策の推進（重点施策P16参照）

- ・生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、自立相談支援機関である生活就労サポートセンターいぶり、ハローワークとの緊密な連携体制を構築します。
また、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、自治会や近隣住民等による見守り活動等と連携して把握していきます。
- ・生活困窮者の自立支援に向けた相談体制の充実に努めていきます。

被災町民への支援体制の構築（重点施策P17参照）

- ・平成30年11月から、応急仮設住宅等で生活する町民及び被災した町民に対して相談対応を行う生活援助員を配置していますが、把握した課題等について、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関や庁内関係部署が連携する体制を整備します。
- ・被災によるPTSDなどの心的外傷により精神的なケアが必要な町民、生活再建により新たな環境に適応できずに引きこもりなどの状況にある町民を把握し、適切な支援ができるよう体制を整備します。

(基本目標3) 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康に関する意識の向上や健康増進のための活動を進めるとともに、地域生活を支える福祉サービスの充実や、安心した地域生活を送るための見守り活動や権利擁護※体制の充実を図ります。

施策の方向

保健・福祉に対する意識の向上

- ・食育の普及、促進により、バランスのとれたよい食生活を送ることで、生活習慣病※を予防することや、子どもの頃からの正しい食習慣の定着を支援していきます。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう介護予防※事業を推進し、住民の意識啓発を図っていきます。

こころとからだの健康増進

- ・住民の主体的な健康づくりへの取組をベースに、特定健康診査※の実施など、生活習慣病の観点から、専門的な指導・支援を行っていきます。
- ・保健、医療、福祉について、関係機関間の連携を強化していきます。
- ・身近な地域で健康相談や診療が受けられるようかかりつけ医※、歯科医※、薬局の普及・定着を促進していきます。

地域生活を支える福祉サービスの充実

- ・高齢者や障がいのある方の地域生活を支えるサービスの充実や、自立を促す支援体制の整備を進めていきます。
- ・「子育て支援センター※」など、子育て支援サービスの充実を図っていきます。

地域における見守り体制の充実（重点施策P17参照）

- ・地域での見守り体制を支えている民生委員・児童委員※等の活動を支援していきます。
- ・社会福祉協議会に設置している「地域包括支援センター※」と関係団体の連携を強化し、地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築をめざしていきます。
- ・子どもを事故・犯罪等から守るため、学校、家庭、地域等が協力して、地域の見守り活動や安全対策の推進を実施していきます。

総合的な権利擁護体制の推進（重点施策P17参照）

- ・認知症高齢者、障がいのある方、児童等の権利擁護の充実を図るため、支援体制の推進を図っていきます。
- ・必要な方へ円滑な支援が行われるよう、関係機関との多職種連携を進めていきます。

(基本目標4) 福祉を推進していくためのまちづくり

福祉サービス事業者同士の連携体制や介護職員の人材育成等を支援し、福祉サービスの質の向上を図ります。

また、認知症サポーターやボランティア等の支えあいサポート人材の育成を支援し、「人にやさしいまち」の整備を進めます。

施策の方向

災害時の支援体制（重点施策P18参照）

- ・地域のつながりを強めることで、要援護者に平常時や災害時等に円滑な支援を行えるよう、「避難行動要支援者名簿」の整備を進めていきます。
- ・日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進していきます。
- ・その他、『厚真町地域防災計画』等に沿って、要援護者にとって必要な支援体制の整備を進めていきます。

地域における人材や事業所の育成と充実

- ・介護サービス事業者や福祉施設に対して、事業者同士の連携体制の構築を担う体制づくりを進めるなど、サービスの質の向上のための体制づくりを進めていきます。
- ・介護職員の人材確保及び介護職員の技能の向上を図るため、介護職員初任者研修を受講した者に対する受講費用の助成制度を実施していきます。また、本町の事業所への就業の促進を図るため、事業所等が実施するインターンシップに参加する者や町内の事業所に就職する者に対する助成制度を実施していきます。
- ・福祉に携わる専門職の育成や質的向上に努めていきます。

支えあいサポート人材の育成

- ・認知症高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、町民が認知症の理解を深めることを目的に、認知症サポーター養成講座を定期的を開催します。
- ・ボランティアセンターと連携し、ボランティアが積極的に活動できる環境を整備していきます。また、ボランティア活動を促進するために、ボランティアポイント事業を実施していきます。

第2章 地域福祉計画の重点施策

■住民・地域団体・行政の地域福祉における協働のあり方

多様化した地域福祉に関する課題に対応するためには、住民や地域団体、自治会、行政がお互いの責任と役割を認識し合いながら、対等な立場に立った地域福祉の取り組みを行っていく必要があります。そのような助け合いの地域づくりの実現に向け、住民による主体的な活動や地域コミュニティ活動の活性化のためのしくみづくりについて検討していきます。

また、高齢者の方々の中には、これまで培ってきた知識・経験・技術・ネットワーク等を持った方が数多くいらっしゃいます。これらの世代を含めた地域の方々に、福祉における社会資源としてより活躍してもらうための意識啓発や情報提供等のしくみづくりを進めていきます。これらの協働体制を進めていくために、行政としてもこれまでの組織の枠組みにとらわれない横断的な取り組みを行っていきます。

■相談体制等の整備

来庁された方に適切なサービスを実施していくため、「福祉総合相談窓口」および「ワンストップサービス」について検討していきます。近年の相談内容の多様化などから、関係所管や医療と介護のさらなる連携の必要性が示されています。

これらのことから、住民の利便性をより向上させ、相談される方が必要とする情報を円滑に提供できるよう、相談内容により包括的に対応していくための検討を行っていきます。相談者が必要とする窓口へ適切につなげるためのしくみの導入や所管ごとで行うサービスや情報の共有化、医療情報等の専門性のある情報の提供方法等の課題についても研究を進めていきます。

また、厚真町庁舎での申請手続き等を一つの窓口で一元的に対応できるようにする「ワンストップサービス」については、その機能の整理や実現の可能性についての調査・研究をしていきます。

■生活困窮者支援対策の推進

経済情勢等を起因とする生活保護に至る前の生活困窮者への支援が急務となっています。

生活困窮者は、社会的に孤立し自ら支援を求めることが困難な場合が多いため、把握に必要な情報を得るため自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワーク等の関係機関とのネットワークを構築します。

また、生活困窮者を支援する過程において、対象者の把握や見守りのためのネットワークづくりなどを通じた、「地域づくり」（地域住民の理解促進や就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等）を進めていきます。

■被災町民への支援体制の構築

平成30年北海道胆振東部地震により被災し、応急仮設住宅等で生活する町民及び被災した町民に対して、平成30年11月から生活援助員を配置していますが、聞き取りによって把握した課題等について、町内関係部署が速やかに協議検討を行い、課題解決に向けて支援を行う体制を整備します。

また、PTSDなどの心的外傷や、生活再建の過程において生じるストレス等に対する精神的なケアについて、長期的な支援体制の整備を進めます。

■地域における見守り体制の充実

道内では、核家族化や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進む中、福祉的な支援が必要にもかかわらず、地域から孤立した状態で亡くなる「孤立死」の事案が発生しており、高齢者や障がいのある方などへの見守り体制の充実が求められています。

厚真町においては、「孤立死」といった痛ましい事案の発生を未然に防ぎ、地域において孤立することなく、安全で安心な生活を送ることができるようにするため、職員の意識醸成や庁内組織を強化するほか、地域住民の意識醸成、見守りの対象とする要援護者の選定および実態把握、社会福祉協議会などの関係機関、民生委員・児童委員、老人クラブ、自治会との要援護者情報の共有、胆振総合振興局や近隣市町村との連携など、地域における見守り体制づくりを推進していきます。

なお、体制づくりの推進に当たっては、後述（P18）の「災害時等の支援体制」と調和を図りながら推進していきます。

■総合的な権利擁護体制の推進

認知症高齢者や知的障がい及び精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々が地域において安心して生活を送るためには、日常生活自立支援事業※や成年後見制度※をはじめとする権利擁護に係る支援が必要となります。

しかしながら、現状では制度等の認知が十分とはいえない状況や成年後見制度においては、親族がおらず申し立てができない、費用負担が難しいなどの理由から制度利用が進んでいない状況となっており、今後、認知症高齢者の増加や知的障がいおよび精神障がいのある方の地域生活移行の進展が見込まれる中、これらの方々の支援するための権利擁護体制の充実が重要な課題となってきます。

こうしたことから、権利擁護に関する制度等の積極的な周知をはじめ、厚真町社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら、地域において権利擁護に関する制度等が総合的に提供される体制の構築に向けて検討を進めていきます。

また、児童虐待などの権利侵害行為から児童を守るため、未然防止、早期発見、早期対応に向けた児童相談所をはじめとした関係機関とのネットワークの強化を推進します。

■災害時等の支援体制

避難について特に支援が必要な方を災害から保護するため、『厚真町地域防災計画』に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難することができるよう配慮します。厚真町では避難行動要支援者情報について、次の方式で整備し活用していきます。

1. 「避難行動要支援者名簿」の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

厚真町では、下記の要件に該当する方を対象として名簿を作成します。

- ・介護保険における要介護認定3以上
- ・身体障害者手帳を有する者
- ・療育手帳を有する者
- ・精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ・難病患者
- ・高齢者のうち、本人等から申し出のあった者で、町長が避難支援等の必要を認めた者
- ・自治会・民生委員など避難支援関係者となる者が支援の必要を認めた者
- ・その他町長が認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有します。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

厚真町では、下記の機関等を避難支援等関係者としています。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自治会・自主防災組織
- ・事前に協定を締結した避難支援等の実施に携わる団体
- ・その他町長が認める者

2. 発災時における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

(2) 避難行動要支援者の避難支援

(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

3. 個別計画の策定

要支援者と打合せ、具体的な避難方法等について個別計画の策定を検討します。

4. 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

関係機関が連携して、地域の防災力を高める研修や訓練等の実施を検討します。

第3編
部門別計画

児童、障がいのある方、高齢者など対象別の具体的な取り組みや介護保険、地域保健など関連する具体的な施策等については、別添の部門別計画を参照願います。

【部門別計画】

計画名称	根拠法
厚真町子ども・子育て支援事業計画 (児童関係)	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)
厚真町障がい福祉計画 厚真町障がい児福祉計画 (障がい関係)	障害者基本法 (昭和45年法律第84号)
厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画 (高齢者関係)	老人福祉法 (昭和38年法律第133号)
健康あつま21(厚真町健康増進計画) (健康増進課関係)	健康日本21(第2次)・健康増進法 (平成14年法律第103号)

資料編

用語解説

か行

介護保険法

平成9年に制定され、平成12年4月1日より施行された法律です。社会保険方式により、介護が必要になった方に介護サービスに関する給付を行うことで介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した介護保険制度について定めたものです。

介護予防

介護が必要な状態にならないように、また、介護を受けている（要支援・要介護）状態を悪化させることなく、いつまでも元気でいきいきとした生活が送れるようにすること。

かかりつけ医

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときはいつでも診察してくれる身近な開業医であり、初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的治療について主治医としての役割を果たすものです。保健・医療・福祉の機能連携による在宅ケアサービスにおいて「かかりつけ医」は、必要不可欠な存在になっています。

かかりつけ歯科医

患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・口の疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含め、医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医です。かかりつけ歯科医には専門医療機関との機能分担及び他の診療所や病院との連携も求められています。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することをいいます。

権利擁護

意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されること。

高次脳機能障がい

病気や事故などの様々な原因で脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障がいがおきた状態をいいます。

子育て支援センター

主に家庭で育児をしている就学前の乳幼児とその保護者のための子育て支援施設。親子がいつでも気軽に訪れ、ゆったりとした雰囲気の中で過ごせる空間とするため、地域での子育て支援活動を行うスペースや、広い遊び場スペース等を備え、子育て支援に関するさまざまなイベントや講座を行うとともに、地域で子育て支援を担える人材の育成や親子と子育て関連各機関・団体等地域とのコーディネートを行うことによって、地域の子育て力を向上させ、子育てしやすいまちづくりを目指します。

さ行

災害対策基本法の改正

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律を制定しました。

改正の概要のひとつとして、住民等の円滑かつ安全な避難の確保として、避難行動要支援者名簿の作成が規定されています。

社会福祉法

昭和26年（1951年）に「社会福祉事業法」として制定され、平成12年（2000年）大幅改正、名称も「社会福祉法」と改められた、社会福祉サービスに関する共通的基本事項（社会福祉の目的、理念、原則、事業の定義等）を定めた法律。平成12年（2000年）の改正で、サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るための条文が盛り込まれ、都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定することが規定されました。

社会保障費

国や地方自治体が、社会保険・公衆衛生などの「社会保障」の分野に支出する費用のこと。

手話通訳者

聴覚、音声・言語機能に障害のある人に手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を行います。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして制定された法律です。（平成25年4月1日施行（一部：平成26年4月1日施行））

障害者手帳

心身に障がいのある人が福祉サービスを受ける際等に必要となる手帳。障がいの内容により身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、また、それぞれに障がいの程度に応じた等級があります。

食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と、食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みを指します。

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ①生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

生活習慣病

以前は、加齢に伴う身体の変化という概念で「成人病」ということばが使われていましたが、それに代わり、予防医学の推進の意味を込めて「生活習慣病」ということばを厚生省（厚生労働省）が提唱しました。食習慣、喫煙、運動の生活習慣がその発症や進行に大きく関与する病気のこと、主なものはがん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧などです。

生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産の管理や福祉サービス等の契約などの判断能力が十分でない人を保護し、支援するための制度です。判断能力の状態により「後見」「補佐」「補助」から成る「法定後見制度」のほかに、将来判断能力が不十分になった場合に備えるための「任意後見制度」があります。

た行

地域包括支援センター

平成18年4月の介護保険制度の改正に伴い創設された機関で、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続できるように、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点となります。専門職（保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士）が配置され、高齢者への総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、介護支援専門員のネットワークや支援困難事例等への対応など、地域における高齢者への総合的な支援を行います。

特定健康診査

平成20年度から国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者が、生活習慣病予防対策の一環として40歳から74歳の加入者を対象として実施している、メタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。

な行

日常生活自立支援事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度で、「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

は行

発達障がい

幼児期・児童期・青年期に初めて診断され、様々な領域において機能上の制限のある障害の総称で、知的障害、広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがある。

バリアフリー

高齢者や障がいの自立と社会参加の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くこと。

ひきこもり・閉じこもり

一日の生活の行動範囲が、家の中や家の周囲などに限られ、非常に狭くなっている状態。特に全国で250万人とも500万人とも言われる高齢者の閉じこもりは、寝たきりや（ひとり暮らし高齢者の）自殺に繋がりがやすいことなどから、社会問題となっている。

また、若年者層の引きこもりについても問題となっている。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域における身近な相談相手として地域住民の福祉向上のために活動しています。

また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する民生委員・児童委員として主任児童委員がいます。

メタボリックシンドローム

「内臓脂肪型肥満」を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態のこと。

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもののことをいいます。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方のことをいいます。

